

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会中間報告  
「幼児教育の無償化について」

**【資料集】**

# 目 次

(1) 学校教育法(抄).....	37
(2) 学校教育法施行規則(抄).....	37
(3) 少子化社会対策基本法(抄).....	37
(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抄).....	38
(5) ジェームズ・ヘックマン教授(米国シカゴ大・ノーベル経済学賞受賞者)の主張.....	39
(6) 第6回会合での津本忠治グループディレクター(理化学研究所脳科学総合研究センター)による発表のポイント.....	40
(7) 平成21年度少子化社会対策関係予算のポイント(抜粋).....	41
(8) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村数(平成20年5月1日現在).....	41
(9) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村の区域内にある幼稚園数(平成20年5月1日現在).....	41
(10) 幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較.....	42
(11) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)概要.....	43
(12) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)(抄).....	45
(13) 今後の認定こども園制度の在り方について(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)(平成21年3月31日)(抄).....	46
(14) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(平成20年7月22日)(抄).....	46
(15) 就学前教育・保育の実施状況(学年齢別)(平成19年度).....	47
(16) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業(構造改革特区)について.....	48
(17) 「幼稚園における2歳児受け入れに関する調査研究」調査のまとめ(平成18年1月31日 全国幼稚園教育研究協議会)(抄).....	49
(18) 「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」(平成19年3月31日初等中等教育局長通知)(抄).....	50
(19) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助の概要.....	51
(20) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金における保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ.....	52
(21) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)(抄).....	53
(22) 幼稚園における学校評価の実施状況.....	54
(23) 「幼稚園における学校評価」今後の方向性.....	56
(24) 保育所における自己評価.....	57
(25) 過去の幼児教育の義務教育化に関する中央教育審議会の答申.....	58
(26) 5歳児と義務教育に関する保護者等の意識.....	59
(27) 国公立別幼稚園数・在園児数.....	60
(28) 経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針)(平成20年6月27日閣議決定)(抄).....	61
(29) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)(抄).....	61
(30) 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄).....	62

(1) 学校教育法(抄)

**第二十四条** 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

**第四十二条** 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

**第四十三条** 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(※ 幼稚園については第二十八条で準用。)

(2) 学校教育法施行規則(抄)

**第六十六条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

**第六十七条** 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

**第六十八条** 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(※ 幼稚園については第三十九条で準用。)

(3) 少子化社会対策基本法(抄)

(施策の基本理念)

**第二条** 1～3 (略)

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(保育サービス等の充実)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜

間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(経済的負担の軽減)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(抄)

**第三条** 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 (略)

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三～四 (略)

(5) ジェームズ・ヘックマン教授(米国シカゴ大・ノーベル経済学賞受賞者)の主張

## ヘックマン教授の主張

- ▶ 高所得を得たり、社会的に成功する上で、重要な能力は認知能力と非認知能力の両方。根性、忍耐、やる気といった能力は社会的に成功する上で重要。就学前の教育の効果の多くは、非認知能力とやる気を育てることから発生。
- ▶ 最近の脳科学の研究成果によれば、さまざまな能力の発達には臨界期が存在する(例、3歳以下で眼帯をしていると弱視になる、12歳以下で外国語を学ばないと訛りのある言葉しか話せない)
- ▶ 就学前に適切な教育刺激を受けておかないと、その時期にしか発達しない能力が十分に発達しない
- ▶ 就学前における能力の発達があれば、就学後における教育の効果は大きくなる。しかし、それがなければ、就学後の教育効果は小さい→教育投資の動学的補完性
- ▶ 恵まれない子供たちには就学前の公的教育支援をして、その後も支援を続けることが一番望ましい。就学後だけに支援しても効果は小さい

(出典)第4回資料2「就学前教育の効果に関する最近の研究」(大竹委員発表資料)

(6) 第6回会合での津本忠治グループディレクター(理化学研究所脳科学総合研究センター)による発表のポイント

- 発達期に脳の構成要素は余分に作られ、冗長な神経回路網が形成される。冗長な回路にはシナプス競合が生じ、良く使う回路は強化され、使わない回路は脱落する。このようにして、生後環境に対応した回路が形成される。
  - ・ 脳の大きさは、出生時では約 400g であるが、6歳前後にはほぼ成人値(約 1.3kg)に達する。(Dobbing, J. & Sands, J., 1973)
  - ・ 胎児期・新生児期のサルの脳梁(右脳と左脳の連絡路)線維は成熟サルより多い。(La Mantia, A-S. & Rakic P., 1990)
  - ・ ヒトの大脳皮質視覚野のシナプス密度は 1 歳前後で最大となり、3~4 歳までは大人より多い。(Huttenlocher, P. R. et al., 1982)
- この変化は、感受性期(臨界期)と呼ばれる生後発達の特定の時期に生じやすい。感受性期は脳機能ごとに異なる。
  - ・ ネコの両眼視では生後 12 週頃までに感受性期がある。(Blakemore, C. et al., 1976)
  - ・ ヒトの両眼視では、概ね生後 36 ヶ月頃までが感受性期。(Awaya S. et al., 1973)
  - ・ 縦続のみの環境で育てたネコの視覚野神経細胞は縦縞によく反応するようになるが、この感受性期は両眼視と異なる。(Blakemore, C. et al., 1970)
- 幼児期からの楽器演奏などの練習・訓練は脳に変化を起こすが、この変化は一定の年齢を過ぎると生じにくくなる。
  - ・ 弦楽器奏者の左手小指を刺激した際の脳反応は、楽器練習を開始したのが幼少期であるほど強い。(Elbert, T. et al., 1995)
  - ・ 4~6 歳児で 1 年間バイオリン練習をした場合、バイオリン音に対する脳反応が非練習児と異なるようになる。(Fujioka T. et al., 2006)
  - ・ 9 歳以前にピアノ練習を開始した場合、ピアノ音に対する聴覚野反応が大きくなる。(Pantev, C. et al., 1998)
- 言語の習得にも感受性期が存在する可能性が高い。
  - ・ 7 歳頃までに米国に移住した外国人の平均英語スコアは高くほぼネイティブに近く、移住時年齢が成人に近づくにしたがって低下してゆく。(Barinaga, M., 2000)
  - ・ 母国語と第二外国語では、言語を処理する脳の領域がバイリンガルでは同じであるが、そうでない場合は異なる。(Kim, K.H.S. et al., 1997)
  - ・ 中学 1 年生の英語学習開始後の前頭葉ブローカ野の活性と成績には正の相関が見られる。(Sakai, K.L et al., 2004) 一方、英語長期学習群の学習後の脳活性と文法課題の成績には負の相関が見られる。(Sakai, K. et al., 2008) 学習初期には練習によって脳が活性化するが、習熟すると活性は低くなる。
- 大脳皮質には顔ニューロンが存在する。その機能発現は生得的と思われるが、顔に表れる情動察知には生後体験が重要である。
  - ・ サルの大脳皮質下側頭野には、顔に反応する「顔ニューロン」が存在する。(Bruce, C. et al., 1981)
  - ・ ヒト新生児は顔のような模様を嗜好して注目する。(Goren, C.C. et al., 1975)
  - ・ 5~8 ヶ月齢乳児で、右半球(右側頭葉)に顔に反応する領域が現れる。このとき、正立顔に対する反応の方が倒立顔に比べて優位性が大きい。また、左右側頭葉で活性化が異なる(右側が強い)。(Otsuka, Y. et al., 2007)
  - ・ 生まれてから全く顔を見せずに育てた子ザルは、初めて見たヒトとサルの顔写真をよく識別する。ただし、表情が示す情動は理解できない。(Sugita, Y., 2008)
- 幼児期の虐待体験は、その後、表情から相手の情動を察知することの障害や、反社会的行動に繋がる可能性がある。
  - ・ 小児期の有害体験(虐待、家族の薬物乱用・犯罪等)が多いほど、成人期の鬱病が多い。(Champan et al., 2004)
  - ・ 虐待経験児は怒りの表情に対する反応が遅い(8~11 歳)。(Pollak, SD & Tolley-Schell, SA, 2003)
  - ・ 神経伝達物質セロトンを分解する MAOA(モノアミンオキシダーゼ A)遺伝子の活性が弱い場合、幼児期(3~11 歳)に虐待を受けるほど、その後(11~18 歳)の反社会的行動が多くなる。(Caspi, A. et al., 2002)

(7) 平成21年度少子化社会対策関係予算のポイント(抜粋)

<b>2. 予算案のポイント</b>	
※ ( ) 内は平成20年度予算額	
〔1〕保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等	
Ⅲ 兄弟姉妹のいる家庭等への支援	
〔幼稚園等の保護者負担の軽減〕	
・幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担の軽減を図る。特に、兄弟姉妹のいる家庭については、第3子以降の保育料等の無償化等を図る。 【文部科学省 204億円(192億円)】	
・保育所における第3子目以降の保育料を無料とする。 【厚生労働省(再掲)】	

(8) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村数(平成20年5月1日現在)

合計	就園奨励事業を実施	就園奨励事業を未実施	幼稚園		私立幼稚園	
			がない	がある	がない	がある
1,812	1,400	412	296	116	98	18
(100.0%)	(77.3%)	(22.7%)	(16.3%)	(6.4%)	(5.4%)	(1.0%)

(文部科学省調べ)

(9) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村の区域内にある幼稚園数(平成20年5月1日現在)

	合計	就園奨励事業を実施している市町村の区域内	
		就園奨励事業を実施している市町村の区域内	就園奨励事業を実施していない市町村の区域内
公立	5,301	4,973 (93.8%)	328 (6.2%)
私立	8,276	8,255 (99.7%)	21 (0.3%)

(文部科学省調べ)

(10) 幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較

		幼稚園教育要領	保育所保育指針
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通じた指導	遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性に応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。 指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 <b>健康</b> ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 <b>人間関係</b> ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 <b>環境</b> ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 <b>言葉</b> ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉に聞き取る感覚や言葉で表現する力を養う。 <b>表現</b> ：感じることを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 <b>健康</b> ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 <b>人間関係</b> ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 <b>環境</b> ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 <b>言葉</b> ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉に聞き取る感覚や言葉で表現する力を養う。 <b>表現</b> ：感じることを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

※ 「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。

一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

(11) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)概要

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的とりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化(検討の背景)
  - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化(働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性)
  - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
  - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化(女性が「就労」を断念せず「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割)等

◆ 現行の保育制度の課題

○ スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。  
ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」(認可外のあつせん)でも可。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。

iii) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化(窓口等での潜在化)

○ 深化・多様化したニーズへの対応が困難

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼合い等で基準を厳格に。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

○ 認可保育所の質の向上

職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

◆ 新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠

① 市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保(母子家庭、虐待等)の要否を認定。

※ 受入先保育所の決定とは独立して実施(需要の明確化)。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。

※ 保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。  
※ パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。

② 例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。

③ 市町村の実施責務の明示(例外ない公的保育の保障責務、質の確保された提供体制確保責務、利用支援責務、保育費用の支払義務)

④ 利用者が保育所と公的保育契約を締結。

※ 保育所には、応諾義務(正当理由なく拒んではならない)と、優先受入義務(母子家庭、虐待等の優先受入決定)。

⑤ 参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。

⑥ 所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。

○ 認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討

・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

## 1 これからの保育制度のあり方について(続き)

- ◆ 現行の保育制度の課題(続き)
  - 認可外保育施設の質の向上  
約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。
  - 人口減少地域における保育機能の維持・向上  
現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

- ◆ 新たな保育の仕組み(続き)
  - 認可外保育施設の質の引上げ
    - ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
    - ・ 小規模サービス類型の創設
  - 地域の保育機能の維持・向上
    - ・ 小規模サービス類型の創設
    - ・ 多機能型の支援

## 2 放課後児童クラブについて

- ◆ 現行制度の課題
  - 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している
  - 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

- ◆ 新たな制度体系における方向性
  - 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
  - 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

## 3 すべての子育て家庭に対する支援について

- ◆ 現行制度の課題
  - 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっておらず、実施状況に大きな地域格差。
  - とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

- ◆ 新たな制度体系における方向性
  - すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
  - 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
  - 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

## 4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

## 5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
  - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないように仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
  - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み 等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性」「体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

(12) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)  
(抄)

1 これからの保育制度のあり方について

(4) 現行の保育制度の課題

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

また、児童人口が著しく少なく生活圏内に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に集団の中で子どもが成長することを保障する役割も果たしており、こうした地域の保育所が担ってきた機能について、認定こども園の活用等も含め、柔軟に検討していくことが求められる。

(5) 今後の保育制度の姿 —新たな保育の仕組み—  
<保育制度のあり方に関する基本的考え方>

⑤ 費用設定

- 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。

⑫ 今後の検討

「新たな保育の仕組み」の検討過程においては、保育関係者より、以下の意見が示されている。今後のさらなる検討の際には、こうした意見も考慮しながら検討を進めるべきである。

- ・ 保育料の軽減(緩和)を実現すべき。

5 財源・費用負担について

- 「基本的考え方」においても確認したとおり、また、社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、以下のような点について、引き続き検討していく必要がある。

- ・ 少子化対策は我が国の社会経済や社会保障制度全体の持続可能性の根幹に関わる国家的・緊急的課題に対する政策であること、我が国の次世代育成支援に対する財政投入が諸外国に比べ規模が小さいこと、新たな制度体系の実現には財源確保が欠かせないことなどを踏まえ、一定規模の効果的財政投入が必要であること。そのために、必要な負担を次世代に先送りするようなことがないよう、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があること。
- ・ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であること。
- ・ 全国に共通する基幹的な次世代育成支援策については、国が基本的設計を行うとともに、その施策ごとの費用を、国と地方公共団体の最適な負担を検討していくべきであること。
- ・ 自治体間でのサービス内容・水準の不適切な地域差が生じることがないよう、厳

しさを増す地方財政への配慮が必要であること。また、公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要であること。

- ・ 事業主の費用負担については、事業主にとって次世代育成支援が持つ意義を考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格に照らし、受益と負担の連動を考慮すべきこと。
- ・ 利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。
- ・ 多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきであること。

○ また、財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあり、給付設計を考えていく上でも、財源についての議論を深めることが必要である。

○ さらに、働き方の見直しと新たな制度体系の関係性の深さにかんがみ、例えば、事業主拠出を求める場合に事業主の働き方の見直しを促進するような仕組みの検討なども引き続き進めるべきである。

(13) 今後の認定こども園制度の在り方について(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)(平成21年3月31日)(抄)

#### 4. 認定こども園制度の改革の方向

(2) 認定こども園に関する課題への対応

##### ③ 教育と保育の総合的な提供の推進

- 人口減少地域等において、幼稚園と保育所の連携を進めていくことが必要であり、とりわけ、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、質の高い教育・保育の双方を提供する観点から、認定こども園制度を活用することが望ましいと考えられる。

(14) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(平成20年7月22日)(抄)

### Ⅲ. 今後の障害児支援の在り方

#### 5. 家族支援の方策

##### (3) 経済的負担等

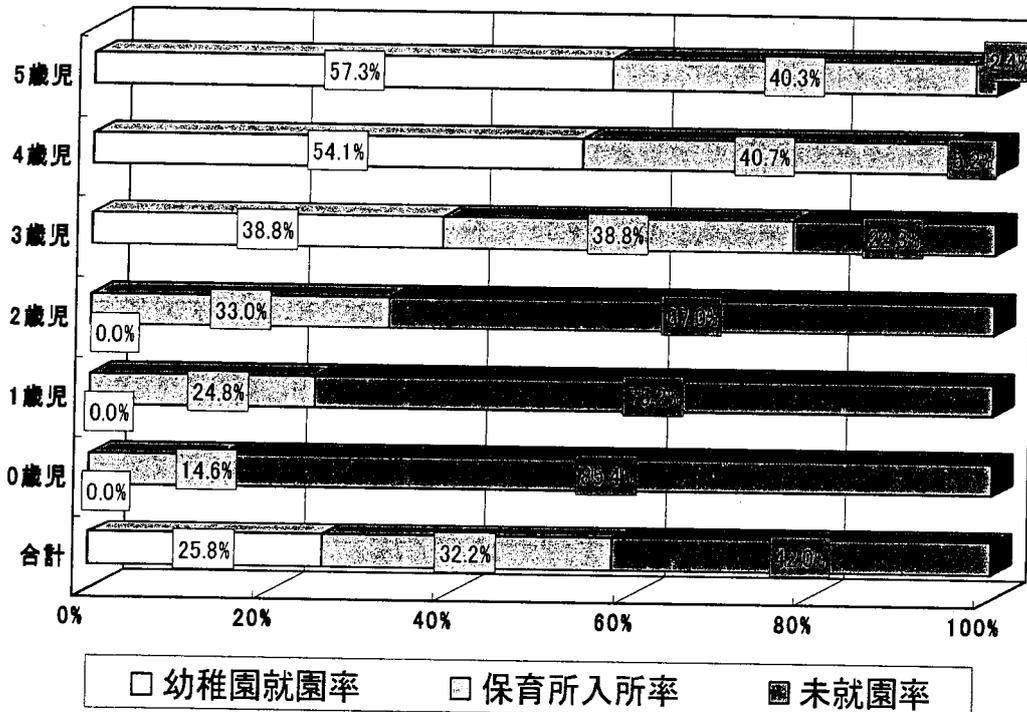
- 障害児のいる家族の経済的負担については、これまで支援サービスの利用料の軽減等が図られているが、平成21年度以降も続けるようにするなど、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要である。また、障害福祉サービスと他の施策との負担上限額の合算制度について検討が必要である。

なお、これに対しては、応能負担とすべきとの意見があった。

- さらに、障害児のいる家庭の負担と経済的状況を分析した上で、更なる経済的支援についても検討すべきとの意見があり、幅広く検討していくべき課題と考えられる。

(15) 就学前教育・保育の実施状況〈学年齢別〉(平成19年度)

○ 3歳以上児のかなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所  
 ○ 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割



	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢 人口
0歳児	0人	0.0%	158,500人	14.6%	927,000人	85.4%	1,085,500
1歳児	0人	0.0%	263,500人	24.8%	801,000人	75.2%	1,064,500
2歳児	0人	0.0%	354,000人	33.0%	718,500人	67.0%	1,072,500
3歳児	429,400人	38.8%	429,200人	38.8%	246,900人	22.3%	1,105,500
4歳児	614,100人	54.1%	461,400人	40.7%	59,000人	5.2%	1,134,500
5歳児	663,500人	57.3%	466,200人	40.3%	27,800人	2.4%	1,157,500
合計	1,705,400人	25.8%	2,132,700人	32.2%	2,781,900人	42.0%	6,620,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	776,000人	24.1%	2,446,500人	75.9%	3,222,500
うち3歳児~5歳児	1,705,400人	50.2%	1,356,800人	39.9%	335,300人	9.9%	3,397,500

※保育所の数値は平成19年度「社会福祉施設等調査」(平成19年10月1日現在)を学年齢別に換算した推計値。  
 ※幼稚園の数値は平成19年度「学校基本調査報告書」(平成19年5月1日現在)より。  
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。  
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計(平成19年10月1日現在)を学年齢別に換算した推計値。  
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

(16) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業(構造改革特区)について

学校教育法(改正前)第80条(現行法:第26条)  
・幼稚園に入園することができるのは、満三歳から。

特区の事業

**「構造改革特別区域法」(平成14年12月法律第189号)**

・第14条において、満二歳になった後の初めての4月から、幼稚園に入園可能とした。

特区事業の評価

- 
- ・基本的な生活習慣や自立心、思いやりが身につくなど、成長が見られた。
  - ・親の子育て不安の解消などの効果はある。
  - ・二歳児については、満三歳以上児と同様の集団的な教育にはなじまない。

**【考え方】**

・二歳児については、幼稚園児として集団的な教育(幼稚園教育)を行うのではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更し、全国にその普及を図る。



・**構造改革特別区域法の一部改正**(平成19年3月31日公布)  
第14条削除、施行日を平成20年4月1日とする

・**子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点を通知で発出**